

令和元年 第 9 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和元年第9回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和元年9月19日（木） 午後1時

1. 場 所 箕面市立市民会館2階 大会議室2

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	代 表 教 育 委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 元 行 博 君
	委 員	高 野 敦 子 君
	委 員	大 橋 亜由美 君
	委 員	中 享 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長	
子ども未来創造局長	高 橋 由 紀 君
子ども未来創造局	
担 当 部 長	木 村 均 君
子ども未来創造局	
担 当 部 長	小 林 誠 一 君
子ども未来創造局	
副 部 長	岡 裕 美 君
子ども未来創造局	
学 校 教 育 監	石 橋 充 久 君
子ども未来創造局	
担 当 副 部 長	今 中 美 穂 君
教 育 政 策 室 長	藪 本 正 博 君
青 少 年 育 成 室 長	今 峰 秀 樹 君
放課後子ども支援室長	多 々 撰 子 君
幼 児 教 育 保 育 室 長	福 田 浩 子 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事	乾 敬一朗 君
教 育 政 策 室	林 由 記 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 放射線副読本に係る請願の件
- 日程第 4 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 5 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 6 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 8 箕面市保育の利用に関する要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則廃止の件
- 日程第 10 箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱制定の件
- 日程第 11 箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市立保育所における保育の実施に伴う主食の提供及び主食費の徴収に関する要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市保育の利用に関する要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市塾代助成金交付要綱制定の件
- 日程第 16 箕面市教育委員会所管に係る令和元年度箕面市一般会計補正予算（第5号及び第6号）の件
- 日程第 17 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 18 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 追加第 1 箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件
- 追加第 2 箕面市こども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件

（午後 1 時開会）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和元年第 9 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、中委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係ですが、8 月 1 日、小学校教科用図書採択の学習会を行いまし

た。８日、第８回の教育委員会定例会を行い、小学校教科用図書等の採択を行いました。１９日、中学生のためのキャンパス見学会を大阪大学箕面キャンパスで行いまして、１３人の子ども達が参加しております。２１日には、大阪府都市教育委員会連絡協議会第２回役員会がホテルアウィーナ大阪でありました。次に、教育長関係ですが、８月５日に箕面市教職員全体研修会があり、「箕面市のネットワーク環境でできること」「通常の学級におけるユニバーサルデザインと合理的配慮」についての講演がありました。２３日、大阪府都市教育長協議会夏期研修会及び定例会が行われまして、ここでは令和２年度教育予算に対する文科省、大阪府への要望書の作成をいたしました。次に行事報告ですが、学校教育、子育て関係では、２６日に小・中学校の始業式がありました。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： ないようですので、箕面市教育委員会会議規則第４条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第３、請願第２号「放射線副読本に係る請願の件」を議題といたします。議案の説明を省略し、子ども未来創造局学校教育室長に請願の説明を求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長： 本件は、団体名、教育が危ない！みのお市民ネットワークの代表から令和元年８月２０日に受理をしたものです。二点の請願事項があり、一点目は、現在の時点で配布された読本をこれから使用しようとする学校があるか否か、また、学内にまだ置いてある学校があるか否かをあらためて調査し、いずれについてもあれば直ちにこれを回収すること。二点目に、今後、箕面市教育委員会にあっては、文科省等国家機関はもちろん、大阪府からの資料呈示や諸通知に対して、何より子どもたちの健康と人権を確保する観点に立って、必要に応じて、主体的にそれらの資料呈示や諸通知の使用の是非の判断を行うこと、そして学校においても、同様に使用不使用の判断、または使用する際の範囲の判断などを自主的に行うよう通知することとあります。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： この件につきましては、市議会の方でも教育委員会の方針について先の議会で答弁させていただいているところですが、文部科学省は当該副読本について、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身につけ、理解を深めるための一助として活用することや、特に留意点として避難児童生徒に対するいじめは決して許されないことを徹底するよう、各市町村に依頼されており、箕面市教育委員会としてはそのように活用すべきものと認識しております。具体的には、小学校では福島県に対する風評被害について学習後、自

分たちの身近に起きている風評被害について考える授業で、中学校では福島県に対する風評被害と人権問題学習で関連づけた授業や、いじめ防止や情報モラルについて考える授業などで活用しており、回収する考えは持っていません。また、今後も国や大阪府から今回同様に各学校で活用するようにと資料配付等があった場合に、仮にその一部にここはおかしいのではないか、ここは確認しておいた方がよいのではないかという内容があれば、これまでと同様、先方に説明を求める確認作業はいたしますが、そのような作業もせずに市教育委員会で一方的に主体的にその資料等の使用の是非等を判断するというようなことは考えておりません。よって当該請願を採択する必然性はないものと考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、請願第2号を採決いたします。本請願を採択すべきと思われる方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

○代表教育委員（山元行博君）： 挙手なしですので、採決の結果、本請願を不採択といたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、報告第66号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」、日程第5、報告第67号「箕面市保育料に関する規則改正の件」、日程第6、報告第68号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」、及び日程第7、報告第69号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 報告第66号は、児童福祉法及び内閣府令特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市子ども・子育て支援条例の一部改正について箕面市長に要請する必要性が生じたため、また報告第67号から第69号につきましては、幼児教育・保育の無償化の開始にあたり、関係規定を整備するため、箕面市保育料に関する規則、箕面市立保育所条例施行規則、及び、箕面市立幼稚園条例施行規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、報告第66号、報告第6

7号、報告第68号及び報告第69号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、議案第45号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」日程第9、議案第46号「箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則廃止の件」日程第10、議案第47号「箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱制定の件」日程第11、議案第48号「箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件」日程第12、議案第49号「箕面市立保育所における保育の実施に伴う主食の提供及び主食費の徴収に関する要綱改正の件」及び日程第13、議案第50号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、幼児教育・保育の無償化の開始にあたりまして、関係規定を整備するため、箕面市保育の利用に関する規則の全部改正、箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則の廃止、箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱の制定、箕面市病児・病後児保育実施要綱、箕面市立保育所における保育の実施に伴う主食の提供及び主食費の徴収に関する要綱及び箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の改正を行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：テレビや新聞で、無償化に向けて混乱があるような報道がされているようですので、実際に箕面市にどれくらい問合せがあり、どのような問合せであったのかの状況について、委員の中で共有しておきたいのわかる範囲で結構ですので、説明してください。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：無償化制度が開始するにあたりまして、国の方もテレビを使って広報を行ったことで、市の方にもかなりのお問い合わせをいただいております。件数としましては把握しておりませんが、幼児教育保育室の電話が常に埋まってしまうような状態が数ヶ月続いておりました。お問い合わせの内容としましては、国の広報が、市の申請が必要で、お問い合わせは市町村へという内容でしたので、本来、保育所・認定こども園に入っているお子さんは手続なく無償となるのですが、それで間違いはないのか、何も手

続は必要ないのか、というようなお問い合わせを多数いただきました。後は書類の書き方のお問い合わせや、個別のご相談をいただいております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号及び議案第５０号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第１４、議案第５１号「箕面市保育の利用に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、保育所等の利用を必要とする程度の認定に用いる利用調整選考基準を整理するため、箕面市保育の利用に関する要綱を一部改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第５１号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第１５、報告第７０号「箕面市塾代助成金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 本件は、低所得世帯に対し、学校外教育の場において教育を受ける機会を提供するにあたり、箕面市塾代助成金交付要綱を制定をする必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（中享子君）： 今まで、塾や教室に通わせている対象となる家庭の申請はもちろんですが、放課後の学習の機会をそれまで考えてなかった家庭の申請が多くなることが、意欲のある子どものためにも、この助成金には大切なことだと思いますが、そういった家庭へのアプローチはどのように考えておられますか。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長： それぞれこの制度が対象となりま

す生活援護室、子育て支援課、子ども成長見守り室、各関係所管課と連携をしまして、制度利用の市からのアプローチについて検討して進めていきたいと考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 試行実施ということで、今年度の取り組みを検証した上でどういう方向性にもっていこうかと思っているのですが、目的としては、学力向上だけでなく、生活習慣の定着ということも含めております。つまりやすい3年生を対象にしておりますが、そういった意味で試行実施した上で、来年度以降のことについて準備していきたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第70号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第16、報告第71号「箕面市教育委員会所管に係る令和元年度箕面市一般会計補正予算（第5号及び第6号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和元年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第71号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第17、報告第72号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が

臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第72号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第18、報告第73号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和元年8月8日に開催されました令和元年第8回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成いたしましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第73号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程追加第1、報告第74号「箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件」、及び日程追加第2、報告第75号「箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 本件は、本市こども会及び各小学校区の青少年を守る会による事務手続の負担を軽減するため、交付金・申請手続などを定めた交付要綱の改正を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第74号及び報告第75号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員(山元行博君) : 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○子ども未来創造局学校教育室長 : 学校教育室の方から、熱中症関連の報告をさせていただきます。令和元年度、本市独自で暑さ指数測定器の設置を7月に行いました。7月30日から8月9日にかけて、朝早い時間帯に測定結果のメールが配信されないという事象がありました。何らかの影響でシステムのクラウド側にエラーが発生していたため、そのようなことが起こったということがわかっております。復旧は、事務局職員が、パソコンを再起動させて行いました。また、箕面市での計測値と環境省の大阪市内の測定値に差異があることについてご報告します。7月10日から8月25日の47日間で、中小学校で測定するWBGTが28度を越えたのが午前6時の時点で2日間、午前7時の時点で13日間、午前8時の時点で21日間、それ以外の11日間は午前9時以降だったのに対し、大阪市では午前8時の時点で超えたのは3日間で、それ以外はすべて午前9時以降でありました。またとどろみの森学園では、午前8時の時点で基準を越えたのは17日間、それ以外は午前9時以降に越えており、大阪市に比べ中小学校及びとどろみの森学園のいずれも、早い時間にWBGTが28度を越えているということがありました。WBGT値における、気温の影響が10パーセントの割合であるのに対して、湿度の影響は70パーセントと大きいこともあり、原因は、現時点では箕面市の湿度が非常に高かったということの影響だと考えております。引き続き状況を追ってまいりたいと思います。続きまして、夏休みの小学校のプール状況においてですが、小学校の夏休み中の水泳指導については、市内の小学校統一で7月22日から31日の8日間を午前8時30分から午前9時45分までの時間帯で実施する計画でありましたが、いずれの日も午前9時の時点ですでに28度を越えている状況にあり、フルタイムでの実施ができなかったということになっております。また屋外部活動の実施状況についてですが、各中学校、早朝の時間帯を使い、小学校の体育館で、例えば野球、サッカー、陸上、テニスといったところが小学校の体育館を活用して実施しているという現状があります。また水泳部の活動状況についてですが、中学校の部活動においては夏休みの水泳部の練習予定日数は、試合当日を除いて、1校あたり平均で19.8日でしたが、実際に予定どおり実施できたのは1校あたり平均2.2日、途中で切り上げたのは1校あたり平均1.3日でまったく練習できなかったのは1校あたり平均4.6日でした。また、

救急搬送事案についてですが、主催者に開催権限を与えている部活動においては4件ほど救急搬送がありました。また救急搬送事案の中でルールを破った、つまり暑さ指数28度を越えて活動を行っていた件数は2件ありました。これに関しては学校の指導に当たっております。また救急搬送事案でルール通りにやっていたが熱中症で救急搬送されたのが2件、また救急搬送はされていませんがルールを守っていなかったというのが2件ほど出ております。これに関してもこちらの方で学校に指導している現状です。また保護者、教職員からの声ですが、水泳の練習が少なくなった、部活の活動時間が大変少なくなっていること、設置機器に対して壊れていないのかという声があがっているのが現状です。夏休み中の小学校の水泳指導や水泳部についてほぼ練習できなかった実態から、今後、活動を実施できる方法について検討していく必要があると事務局として考えております。

○代表教育委員（山元行博君）：何かご意見等はございますでしょうか。

○委員（高野敦子君）：詳細なご報告ありがとうございます。この夏、とくに厳しい暑さの中で、毎年、毎年、観測史上の最高気温を記録しているのが最近の夏の状況かと思います。その中でも、昔はこうだったというのが考えられなくなり、今のこの気象状況下で、今の子ども達の体力を考え、常に子どもたちの安全を第一に、学校教育などの活動を行って欲しいと思っているところです。その中で教育委員会の方でも一定決められている暑さ指数28度以上でクラブ活動をしなないというルールが定められているにも関わらず、今回この夏でも、ここにも上げられてますが、2件の救急搬送、それから救急搬送はされなくても2件、ルールを破った活動で熱中症のような症状が出たという報告があったことが非常に残念なことだと思います。やはり子ども達の命を守るということを大前提に教育活動にあたっていただきたいというのが願いでありますし、私はそうすべきであると思いますので、ぜひ今、該当する学校に指導されているということですが、該当以外の学校等につきましても改めて周知徹底していただきたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）：今の件ですが、本当に申し訳ないことだと思っております。校長には私の方から、二度とこのようなことがないようにということで、直接、指導はしてますし、その日のうちに各学校長にはこのような事例があったことは説明して、周知徹底するようにしております。顧問についても改めて、二度とこのようなことがないように指導しております。たまたま大事に至らなかったからよかったものの、我々のルールというのは、子どもたちを守るためのものであるというのは当然ですが、学校の教職員も守るということにも繋がっています。教職員に対しては、このことの自覚を促し、単に教育委員会が厳しい条件を出してくるという捉まえ方は間違っている、ということについてもしっかりと指導していきたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：今後の課題として、保育所や幼稚園の水遊びですが、これもできないのはあまりにも可哀想ではないかという保護者の声が出てますので、来年に向けて、日向と日陰でどれだけの差があるのか等、検証して取り組んでいきたいと思っております。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：議会でも質問があつて、教育委員会はなかなか厳しい状況に置かれていますが、WBGT28度以上での活動禁止の指針をきちんと決めたので、学校、幼稚園、保育所は徹底して守っていただかないとだめだと思っております。これがひいては民間で活動されている各スポーツ団体にも広まっていけばいいと思っております。学習指導要領の趣旨にのっとり、自主的に子ども達が体を動かして将来的に年をとっても活動できるようなものを作っていくということを目指してやっているので、そこのご理解をぜひいただきたいと思っております。練習は少ないと言われたら少ないのかもしれませんが、そうであるならば、事務局に要望しておきたいのは、練習を増やすには具体的にどうすればいいのか検討していただきたいと思います。例えば、涼しい時ならたくさんできるというのなら、授業時間の関係もあるが、短縮授業をして秋に午後から練習をすればいい。夏の暑いときにプールを開放することもないし、きちんと活動できる時にやればいい。その時の授業時数をカットできないとか、縛りを受けているから、運動クラブの活動時間がすごく少なくなってしまう。箕面市は授業時間数を多く組んでいるから、きちんと計算して、秋の涼しい時の午後にもっと運動クラブの時間が取れるようにうまく調整できるのではと思います。そんなことも含めてもう一度具体的に練習ができる時間帯の確保をめざして欲しいと思います。中学校の部活動が夏の全国大会目指して頑張るようになっているが、もともと夏休みは暑いので休んでいるのであって、部活動のために休んでいるのではないので、秋になって、全国には繋がらないかもしれないが、大阪の大会を目指すとか、涼しい時に練習を重ねてスキルがアップして子どもも体力をつけることができるので、そういったことも考えて欲しいと思います。どこのまちも考えていないので、箕面市でせっかくここまで指標を出したので、このようなことを率先して考えていかないといけないと思います。授業も大切なのはもちろんだが、部活動も大切なんですよ。子どもたちの思い出に残るものとして、人生を組み立てていくのに必要とところがあるので、クラブ活動ができる時にたくさんやらせてあげて欲しいというのが我々の思いなので、ぜひ事務局にも工夫をお願いしたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（大橋亜由美君）：あわせて事務局へのお願いなのですが、資料を見る限り、救急搬送で「大会」のものが多そうです。これは箕面市だけではどう

にもならないことですので、事あるごとに箕面市の方から子ども達を守るという意味で、どんどん発信していただきたい、「大会」の時期も少しずつ変えていくというような方向で検討して欲しいと発信し続けていただければと思います。

○教育長（藤迫稔君）：今の件は、他県のスポーツクラブでそういった動きをしているところもあるので、すでに大阪府に、中学校体育連盟に対して働きかけていただきたいと要望しています。あわせて中学校体育連盟自体にも直接伝え、実際にこういうことが起きていることについて、どのように総括しているのか等を問うていかないと、「そういうこともありましたね」という総括ではまた同じ事が起こります。先方としても、「問題意識をもっています」「来年度からはこうしたいと思っています」という考えを持っていると思うので問合せをしていきたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：他、事務局から申し出はございますか。

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、請願1件、議案7件、報告8件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これをもちまして、令和元年第9回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時51分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）